

一般競争入札公告

社会福祉法人久壽会の発注する工事の請負について、下記のとおり一般競争入札に付する工事としましたので、その内容を公告致します。

令和7年7月18日

社会福祉法人久壽会
理事長 平塚 大

記

1 入札対象工事	
(1) 工事名	(仮称)小規模多機能ホーム 好日の家 坂戸サテライト 新築工事
(2) 工事場所	埼玉県坂戸市大字中小坂字大穴722番1
(3) 工事期間 (予定)	令和7年9月1日から令和8年1月末日引渡し
(4) 工事概要	ア 構造 木造 地上1階建 イ 規模 延床面積: 251.09㎡ ウ 工事内容 小規模多機能ホーム サテライト (定員18名)
(5) 業種名及び工事分類名	業 種 名: 建築工事業 工事分類名: 建築一式工事
2 建築主	(1) 名称 社会福祉法人 久壽会 (きゅうじゅかい) (2) 住所 埼玉県坂戸市大字浅羽字宿表1130番1 (3) 電話 049-298-3633 (4) 担当 平塚、渡部
3 一般競争参加資格等確認申請書の配布	「20.連絡先」まで電子メールにて請求して下さい。 その際には、件名を「小多規 好日の家: 入札参加資格等確認申請書送付希望」とする。
4 一般競争参加資格等確認申請書の提出	(1) 受付締切: 令和7年7月29日 (火) 17時締切 (2) 提出先: 特別養護老人ホーム好日の家 (「20.連絡先」宛て) (3) 提出方法: 郵送または宅急便必着 (かつ同じ書類をメールにて送付)「20.連絡先」宛て (4) 提出書類 ① 一般競争入札参加資格等確認申請書 (様式有) ② 令和7・8年度埼玉県競争入札参加資格のランクを証する書類の写し ③ 入札参加資格申請日現在で有効な特定建設業許可の写しまたは証明書 ④ 直近の経営規模等評価結果、総合評定値を証する書類の写し ⑤ 過去5年以内に地域密着型介護サービス等の高齢者福祉施設の新築工事完成実績を証明できる書類 ⑥ 入札参加資格確認資料 (監理技術者資格者証 (写)、工事経歴書) ⑦ 会社案内・会社経歴書 ⑧ 法人登記簿謄本全部事項証明書 (原本 又は 原本証明付き) ⑨ 談合を行わない旨の誓約書 (様式有)
5 入札参加資格の確認通知	申請受付後、当法人において審査を行い、入札参加決定者には入札参加通知書等をメールで送信します。入札参加資格が無いとみなした者にはその旨と理由を通知します。令和7年8月1日 (金) に送信します。
6 設計図書等の配布	入札参加決定者には、令和7年8月1日 (金) に設計図書一式、入札要項書等をメールにて送信します ((有) エス・ディ企画設計 担当: 師岡より)。

7 設計図書等に関する 質疑及び回答について	(1) 質疑提出期限 令和7年8月8日(金) (2) 質疑提出先 「20.連絡先」宛て (3) 質疑提出方法 配布したメール内にある質疑書に記載の上、「20. 連絡先」まで電子メールにて送付すること。質疑が無い場合は質疑書に「質疑無し」と明記して電子メールにて送付すること。その際 件名を「好日の家：設計図書等の質疑」とすること。 (4) 質疑回答日時 令和7年8月15日(金) 18時までに回答(予定) (5) 回答方法 メールにて各社質疑をまとめた文書を発信します。
8 入札日等	(1) 日時： 令和7年8月28日(木) 11時より (2) 場所： 特別養護老人ホーム 好日の家 地域交流スペース
9 開札日時	入札後、即開札とする。
10 入札に参加できる者の形態	単体企業
11 入札に参加する者に必要な資格	
(1) 建設業の許可	建設業法(昭和24年法律第100号)第3条の規定による建築工事業の許可を受けている者であること。(特定建設業許可)
(2) 資格者名簿への登載	令和7・8年度坂戸市競争入札参加資格者名簿に記載がある企業であること。
(3) 所在地	資格者名簿に登録された本店・本社が飯能県土整備事務所・川越県土整備事務所・さいたま県土整備事務所・越谷県土整備事務所管内とする。
(4) 格付	①建築工事の格付がAランク以上であること。 ②建築工事の直近の経営規模等評価結果通知書の総合評定値が1,000点以上あること。
(5) 施工実績	埼玉県または他官庁及び民間における過去5年間(2020年7月～2025年6月)に完成した地域密着型介護サービス等の高齢者福祉施設又はそれに類する施設の新築工事の元請けとしての施行実績を有すること。
(6) 配置予定の技術者	一級建築士又は一級建築施工管理技士の資格を有した監理技術者を専任で配置できる者。
(7) その他の参加資格	(1) 地方自治法施行令第167条の4及び埼玉県財務規則第91条の規定に該当しない者 (2) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更正手続開始の申立てがなされている者、又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、更正手続又は再生手続開始決定日を審査基準日とした経営事項審査の再審査を受けた後、埼玉県知事が別に定める競争入札参加資格の再審査を受けている事。 (3) 建設業法第27条の23第1項の規定による経営事項審査を受けていること。ただし、経営事項審査の審査基準日は開札日の直近のものとする。 (4) 公告日から落札決定までの期間に、埼玉県及び県内自治体の契約に係る入札参加停止等の措置要綱に基づく入札参加停止の措置を受けていない者であること。 (5) 公告日から落札決定までの期間に、埼玉県及び県内自治体の契約に係る暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外等の措置を受けていない者であること。 (6) 当法人の理事長及び理事若しくはこれらの者の親族(6親等以内の血族、配偶者又は3親等以内の姻族)が役員に就いている業者など、当法人と特別の利害関係を有する業者でないもの。又、設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある企業でないこと。
12 予定価格	公表しない
13 最低制限価格	設定するが公表しない。
14 入札保証金	免除する。
15 契約(履行)保証金	工事請負額の10分の1以上の金額とする 但し工事請負契約時に保険会社との間に発注者を被保険者とする工事履行保証保険契約を締結すること、または法令に定められた銀行等の保証をもって納付に代え

	ることができる。
16 支払条件	(1) 契約時：10% (2) 竣工引渡時：90%（但し補助金交付及び借入金入金後に現金振込で支払う。）
17 契約書作成の要否	要（契約は、「14. 入札保証金」「15. 契約（履行）保証金」による。また、民間（旧四会）連合協定工事請負契約書約款による。）
18 入札に関する注意事項	
（１）入札の執行	(1) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。 (2) 初度入札における落札者は入札金額見積内訳書を提出すること。ただし、再度入札における落札者、または落札者がいない場合において随意契約を締結することとされた者は、入札金額見積内訳書を後日提出すること。 (3) 代理人が入札する場合は委任状を持参すること。 (4) 入札書は代表印にて封印して提出すること。
（２）その他注意事項	(1) 談合は絶対に行わないこと。 (2) 談合情報があった時は、参加業者から事情を聴取します。
（３）落札者の決定	(1) 予定価格の範囲内かつ最低制限価格以上で入札した者のうち、最低価格で入札した者を落札者とする。 (2) 予定価格の範囲内かつ最低制限価格以上で入札した者がいない場合は、再度入札を実施する。なお、初度入札に参加しない者、初度入札で最低制限価格に満たない者は再度入札に参加できないものとする。 （再度入札は、1回まで実施するものとする） (3) 初回入札に参加する者が1社のみ場合は、1回のみ入札を行うものとする。 (4) 上記(2)によっても落札者がいない場合は、次の①及び②の場合に限り、下記4条件を順守したうえで、交渉による随意契約を行うものとする。 ①最低価格で入札した者に随意契約の意思がある場合 （最低価格で入札した者に随意契約の意思がない場合は順次、次に低い価格で入札した者を対象とする） ②再度入札において、入札に応じる者が1社のみとなった場合 条件1：随意契約であっても契約額は予定価格の範囲内かつ最低制限価格以上であること 条件2：交渉の過程で予定価格を明らかにすることは認められないこと 条件3：入札に当たっての条件等を変えることは認められないこと 条件4：契約額が確定した場合はその内容を書面にし、事業者及び業者が署名捺印すること (5) 落札者とすべき同額の入札をした者が2以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定するものとする。
（４）入札の無効	次のいずれかに該当する行為は無効とする。 (1) 所定の日時及び場所に出席及び提出しない者の入札 (2) 入札に参加する資格のない者がした入札 (3) 不備な入札金額見積内訳書を提出した者がした入札 (4) 談合その他不正行為があったと認められる入札 (5) 入札後に辞退を申し出て、その申し出を受理された者がした入札 (6) 最低制限価格に達しない価格の入札 (7) 金額の記載が不明確で判読不可能な入札・記名押印を欠く入札・誤字、脱字等により、意思表示が不明瞭な入札。 (8) 入札者の押印のないもの (9) 記載事項を訂正した場合においては、その箇所に押印のないもの

	(10) 押印された印影が明らかでないもの (11) 記載すべき事項の記入のない入札書、又は記入した事項が明らかでない入札書によるもの (12) 代理人で委任状を提出しない者がしたもの (13) 他人の代理を兼ねた者がしたもの (14) 虚偽の一般競争入札参加資格等確認申請書を提出した者がした入札 (15) 郵便・電報、電話やFAXによる入札 (16) 入札金額を訂正した入札書による入札 (17) 二以上の入札書を提出した者がしたもの (18) 二以上の者の代理をした者がしたもの (19) 前各号に定めるもののほか、その他公告に示す事項に反した者がした入札
19 その他	(1) 現場説明会は実施しない。 (2) 一般競争入札参加資格審査申請書等の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。 (3) 一般競争入札参加資格審査申請書等の提出された書類は返却しない。 (4) 提出された書類は提出者の承諾なしに無断で他の目的に使用しない。 (5) 落札者は、確認資料に記載した配置予定技術者を当該工事の現場に配置すること。 (6) 入札参加者は入札後、この公告、設計図書等、現場等についての不明な理由として異議を申し立てることはできない。 (7) 一括下請けを禁止する。 (8) 本工事における一般競争入札については、坂戸市契約規則等坂戸市の契約に関する規定に準じて行う。 (9) 公告の内容に変更があった場合は、入札参加通知を有する申請者に遅滞なく通達する。 (10) 提出書類に虚偽の記載があれば入札に参加できない。 (11) その他、関係法令等、契約内容等を厳守し、坂戸市から指導等があった場合はそれに従うこと。
20 連絡先	〒350-0238 埼玉県坂戸市浅羽1130-1 特別養護老人ホーム好日の家 担当：平塚、渡部 電話：049-298-3633、FAX：049-298-3643 E-mail：jimu@kyujukai.com